

障がい者の福祉制度(精神保健福祉手帳)

| 福祉制度 | | 障がいの等級 | | | 手続き及び相談窓口 | 備考 |
|-----------------------|---|--------|----|-------------------------------|---|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | | |
| 医療費助成 | 自立支援医療(精神通院) | ○ | ○ | ○ | 福祉課 | 指定医師の診断書が必要。 |
| | 障害者医療費助成制度 | ○ | × | × | 福祉課 | 所得制限有。 |
| | 後期高齢者医療制度 | ○ | ○ | × | 福祉課 | 65歳以上対象。後期高齢者医療保険制度を選択することが可能。 |
| 年金・手当等 | 障害年金等 | △ | △ | △ | 健康推進課 | 20歳以上対象。所得制限一部有り。障がい者になった時点の年齢・加入年金制度によって申請窓口が社会保険事務所・共済組合または市町村と異なる。 |
| | 特別障害者・障害児福祉手当 | △ | × | × | 福祉課 | 所得制限有。入院・施設入所中は非該当。 |
| | 障害者扶養共済制度 | △ | △ | △ | 福祉課 | 65歳未満の健康な保護者が加入可能。 |
| 日常生活援助 | NTTふれあい案内 | ○ | ○ | ○ | NTT東日本 | 事前に登録すると、NTTの番号案内(104)が無料で利用できます。 問い合わせ:0120-104-174 |
| | 居宅介護、短期入所等障害福祉サービス | △ | △ | △ | 福祉課 | 障害者総合支援法支給基準による。65歳以上は介護保険優先。 |
| | 日常生活用具の給付 | △ | △ | △ | 福祉課 | 一部負担有。部位で決定。 |
| | デマンド型乗合タクシー はなみちゃんGO 利用料割引 | ○ | ○ | ○ | 予約センター Tel.0224-55-3001 | 利用料金が半額(大人300円⇒150円)。利用者登録が必要。 |
| | 携帯電話(基本使用料等割引) | ○ | ○ | ○ | 各契約会社窓口 | 割引内容や手続等は各社異なる。 |
| | 生活保護の障害者加算 | ○ | ○ | × | 仙南保健福祉事務所 | 生活保護を受給されている方は障害者加算が受けられます。 |
| | 公共施設の入場料の減免 | ○ | ○ | ○ | 各施設窓口 | 次の施設には、入場料の割引制度があります。 ①蔵王野鳥の森自然観察センター ②宮城県立美術館 ③東北歴史資料館 ④慶長使節船ミュージアム |
| | 民営バス運賃割引 | ○ | ○ | ○ | 各会社窓口 | 本人のみ50%割引。乗務員に手帳を提示することにより、割引サービス適用。回数乗車券・カード乗車券も割引が適用されます。 ※定期乗車券は対象外となります。 |
| | 航空運賃割引(国内線全区間) | ○ | ○ | ○ | 各航空会社 | 定期航空路線の国内線全区間で満12歳以上の手帳所持者及び介護者1名が対象。 割引運賃及び購入手続等は、各事業者へ確認。 |
| | 駐車禁止除外指定 | ○ | × | × | 大河原警察署交通課 Tel.0224-53-2211 | 公安委員会の行った駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除外される。 |
| | ゆずりあい駐車場利用制度 | ○ | × | × | 仙南保健福祉事務所 | 県が指定した障害者等用駐車区画を利用する際の利用証の交付。県外の駐車区画も対象。 |
| 仙台市営地下鉄運賃割引 | ○ | ○ | ○ | 仙台市交通局総務課 Tel.022-712-8305 | 本人のみ50%割引。大人の方は「小児の普通乗車券」をお求めください。 なお、小児の方の場合は、駅務員にお知らせください。 ※定期乗車券は対象外となります。 | |
| NHK放送受信料免除 (全額・半額) | △ | △ | △ | 福祉課 | 【全額免除】手帳所持者の世帯全員(世帯分離者含む)が町民税非課税 【半額免除】精神保健福祉手帳1級所持者が世帯主 | |
| 税関係 | 所得税・町県民税の障害者控除 | ○ | ○ | ○ | 税務署・税務課 | 【1級】は、特別障害者控除 【2～3級】は障害者控除 < 確定申告または年末調整時に申請 |
| | 相続税の障害者控除 | ○ | ○ | ○ | 税務署 | 【1級】は、特別障害者控除 【2～3級】は障害者控除 |
| | 贈与税の障害者控除 | ○ | × | × | 税務署 | 税務署(柴田町民の場合は大河原税務署)で手続き |
| | 自動車税、軽自動車税の種別割・環境性能割の減免 (上限有、軽自動車税の種別割は全額) | ○ | × | × | 本人運転は県税事務所 家族運転は仙南保健所 軽自動車税は町税務課 | 本人名義または生計同一家族名義 |
| | 利子の非課税制度 | ○ | ○ | ○ | 金融機関 | 郵便局、銀行等の窓口で手帳提示して、各機関で手続き |
| 災害関係 | 避難行動要支援者名簿登録 | △ | △ | △ | 福祉課 | 柴田町では災害が起きた時に、自力、家族だけでは避難できない等の場合に対して「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。支援を必要とされる方は「避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書」を福祉課まで提出してください。 ※精神保健福祉手帳所持者の方でも希望により申請可能。 |

●柴田町福祉課(☎0224-55-5010)

注 意: 「○」記号はその障がい程度であれば、おおむね対象者になる場合を示しています。

「△」記号はその障がい程度の一部の方のみ対象者になる場合を示しています。

その他: 「自動車運転免許取得費補助」「日中一時支援事業」などあります。詳しくは福祉課にお問い合わせください。